

国民年金だより

会社を退職した方は国民年金加入の手続きを！

20歳以上60歳未満の農業、自営業、学生などの方や厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。将来、年金を受給するためには、原則25年以上の年金加入期間が必要となります。加入の手続きを行わないと、加入期間が満たなくなり、年金が受給できなくなります。

会社を退職した方や配偶者の扶養からはずれた方は、必ず健康保険資格喪失証明書や離職票等を持参の上、税務町民課で国民年金加入の手続きをしてください。

国民年金を受給するには？

老齢基礎年金が受給できるのは原則65歳以上です。

国民年金と厚生年金の加入期間が合わせて25年以上（納付期間+免除期間）の要件を

満たす方で請求する場合は、必要書類を添付のうえ、手続きしてください。国民年金のみ加入していた方は税務町民課でも請求することが可能ですが、厚生年金の加入期間がある方は、年金事務所へ請求することになります。

加入状況により、必要書類が異なりますので、事前に年金事務所へご確認ください。

保険料免除制度

申請者・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に難しい場合は、申請により保険料の納付が免除されます。

免除される額は、4種類（全額・4分の3・半額・4分の1）あり、前年の所得によって免除額が決まります。

▼問い合わせ先

税務町民課 ☎62-2112
郡山年金事務所 ☎024-1932-13434

軽自動車税の税率が改正されます

●原動機付自転車等の税率について

平成28年度から新しい税率が適用されます。（表1の①）

●軽自動車の税率について
平成27年3月31日までに新規検査（車検証の「初度検査年月」を受けた車両は現行税率となります。（表2の①）
平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両から税率が変更となります。（表2の②）

●なお、最初の新規検査から13年を経過した車両は平成28年度分から重課税率となります。（表2の③）

軽自動車税は4月1日現在、車両を所有している方に課せられます。現在使用していない車両をお持ちの方は3月31日までに廃車等の手続きをしてください。なお、手続きについては広報2月号に掲載しておりますので、参考にしてください。

▼問い合わせ先

税務町民課 ☎62-2114

表1

車種区分	年税額 (円)	
	現行税率	改正後税率①
原動機付自転車	50cc以下	1,000
	50cc超90cc以下	1,200
	90cc超125cc以下	1,600
	ミニカー（三輪以上）	2,500
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400
2輪の小型自動車	250cc超	4,000
専ら雪上を走行するもの（軽自動車）		2,400
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600
	その他	4,700



表2

車種区分	年税額 (円)			
	現行税率①	改正後税率②	重課税率③	
3輪のもの	3,100	3,900	4,600	
4輪以上のもの	乗用	自家用	7,200	10,800
		営業用	5,500	6,900
	貨物	自家用	4,000	5,000
		営業用	3,000	3,800



自動車税の登録や申告は、お済みですか？

～3月31日までに運輸支局へ登録を～

自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局の登録名義人である所有者（割賦販売による購入の場合は使用者）が、5月31日までに納めることになっています。

～自動車税トラブル防止3カ条～

- その1：抹消等の手続きは、3月31日までに運輸支局で行いましょう
自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したときは必ず運輸支局で3月31日までに登録しましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと自動車税が課税されます。
- その2：転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録しましょう
住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。運輸支局に登録しましょう。やむを得ず手続きができないときは、県中地方振興局県税部にご連絡ください。
- その3：納税証明書は車検証と一緒に大切に保管しましょう
自動車の継続検査（車検）を受ける際には納税証明書が必要です。自動車税を納めたときに交付される領収証書に納税証明書がついています。
また、リサイクル券も次回車検時、廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と共に大切に保管するようにしてください。

*登録手続きを依頼した場合は、登録が完了していることを必ず確認しましょう。

●問い合わせ先

- 自動車の登録について
東北運輸局福島運輸支局（福島市吉倉字吉田54） ☎050-5540-2015
いわき自動車検査登録事務所（いわき市内郷綴町舟場1-135） ☎050-5540-2016
- 自動車税について
県中地方振興局県税部課税第二課（郡山市麓山1-1-1） ☎024-935-1261

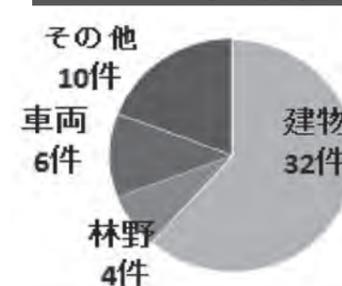
平成28年春季全国火災予防運動の実施について

この運動は、火災が発生しやすい時季に、火災予防の知識を身につけ、火災の発生を予防し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施しています。実施期間は3月1日～7日の7日間です。



町消防団員を募集しています！
問い合わせは
町総務課 ☎62-2111 まで♪

平成27年一年間の火災発生状況



平成27年の一年間において、須賀川地方広域消防組合管内では52件（鏡石町4件）の火災が発生しました。なかでも、建物火災が32件と全体の62%を占めています。多くの火災はちょっとした不注意が原因で発生しています。一人ひとりが防火を心がけ、尊い生命と貴重な財産を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理をお願いします。

【すべてのご家庭に住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を】

平成18年6月1日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられ、9年が経過し電池切れの時期をむかえます。火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなることもあり、誤作動が起きる可能性があります。誤作動防止のためにも10年を目安に本体交換と定期的な作動確認をしましょう。また、新しい火災警報器に交換したら、本体の側面などに、「設置年月日」を記入しましょう。